

# 予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の令和2年度一般会計、特別会計、企業会計及び宇部・阿知須公共下水道組合会計決算についての審査の結果、下記の意見をつけ認定すべきものと決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

令和3年(2021年)9月27日

宇部市議会議長 河崎 運 様

予算決算委員長 岩村 誠

## 記

- 議案第 61号 令和2年度宇部市一般会計歳入歳出決算認定の件  
〃 62号 令和2年度宇部市公共用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
〃 63号 令和2年度宇部市食肉センター事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
〃 64号 令和2年度宇部市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
〃 65号 令和2年度宇部市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
〃 66号 令和2年度宇部市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件  
〃 67号 令和2年度宇部市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
〃 68号 令和2年度宇部市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
〃 69号 令和2年度宇部市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
〃 70号 令和2年度宇部市水道事業会計決算認定の件  
〃 71号 令和2年度宇部市下水道事業会計決算認定の件  
〃 72号 令和2年度宇部市交通事業会計決算認定の件  
〃 73号 令和2年度宇部・阿知須公共下水道組合会計歳入歳出決算認定の件

## 意見

### 1 違法と認める事項

#### ○令和2年度宇部市一般会計歳入歳出決算認定の件

学童保育クラブシャッター取付工事において、令和元年度に実施した工事にもかかわらず、一連の事務手続を令和2年度に行っていた事案が見受けられた。

契約事務については、地方自治法、同法施行令、宇部市財務規則等に基づき、適切に行う必要があり、市長は、再発を防止するためにも、職員に対し研修を行うなど、内部統制のさらなる強化に努められたい。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 2 不当と認める事項        | なし |
| 3 特に留意すべき事項       | なし |
| 4 監査委員の審査意見に対する意見 | なし |
| 5 その他             | なし |